



I—第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景、趣旨

21世紀に入り、本格的な高齢社会を迎えています。一方で少子化も急速に進行しています。少子・高齢社会は人口構成のバランスをくずし、現在及び将来の健全で活力ある社会を維持していくうえで、さまざまな支障をもたらすとともに、健全な子どもの人格形成にも影響を及ぼすことが予想されています。

これまでも、エンゼルプラン等の推進により、少子化対策を進めてきました。しかし、近年における多様な生活様式や個人の価値観の変容、晩婚化や未婚化の進行や育児と仕事の両立による子育ての負担感の増大など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化したことを背景に、歯止めがかかるところか、少子化が一層進行しています。

このままでは、将来の社会保障をはじめとするさまざまな課題が生じることが懸念されています。

今回の次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、10年間の時限立法として策定されました。

これまでは、エンゼルプランの策定が義務づけられておらず、地方公共団体での取り組みが遅れていましたが、今回、すべての地方公共団体での策定が義務づけられるとともに、事業主の責務も明確化されました。これにより、国が定める指針に即して、地方公共団体と事業主が行動計画を策定し、平成17年度から10年間の間にそれぞれの立場から集中的、計画的な取り組みを進めていくことになりました。

こうした少子化の進行を食い止め、子育てを支援し、次代を担う子どもたちを健やかに育成するため、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てのできるまちづくりを目指して、新たに計画を策定するものとします。